

小牧市告示第 9 2 号

小牧市自転車等の放置の防止などに関する条例（平成 2 0 年小牧市条例第 3 8 号。以下「条例」という。）第 9 条及び第 1 0 条第 1 項の規定により、放置された自転車等を次のとおり撤去し、保管した。

令和 8 年 7 月 1 4 日

小牧市長 天 野 正 基

1 撤去した場所、撤去した年月日及び撤去した自転車等の特徴
別紙のとおり

2 保管する期間

令和 8 年 7 月 1 4 日から令和 8 年 9 月 1 4 日まで

3 保管及び返還を行う場所

小牧市役所道路課

4 返還を受ける方法

小牧市役所道路課において、放置自転車等返還申請書を提出し、及び当該保管自転車等の利用者等であることを証明するものを提示する。

5 保管する期間経過後の措置

条例第 1 0 条第 3 項の規定により廃棄等の処分をする。